平成２９年（フ）第８４号
香川県坂出市西大浜南１丁目５番20号　ホワイトコーポＢ棟103号
債務者　黒川　真彦
1　決定年月日時　平成29年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第８５号
香川県坂出市府中町5001－９　県営坂出府中団地１－903、住民票上の住所香川県丸亀市飯山町東小川1535番地11
債務者　綱嶋　哲也
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第９４号
香川県丸亀市塩屋町５丁目12番11－103号外浜団地11棟
債務者　大倉さとみ
1　決定年月日時　平成29年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第１１１号
茨城県つくば市百家476番地、前住所茨城県つくば市上郷1381番地６
債務者　鈴木　健士
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１１８号
茨城県かすみがうら市稲吉東５丁目16番18号ノイブリーゼⅠ－202
債務者　永島久美子（旧姓添泉）
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１３５号
茨城県かすみがうら市上佐谷2192番地
債務者　半谷　　守
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１３６号
茨城県かすみがうら市上佐谷2192番地
債務者　半谷よし子
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１０４５号
名古屋市南区神松町３丁目３番地　神松荘８棟203号
債務者　瀧　　芳美
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１０５２号
名古屋市北区玄馬町179番地の１　Ｄキャッスル205号
債務者　山岡　　弘
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３３３号
兵庫県姫路市神屋町３丁目15番地クリーンピア神屋町205
債務者　藤野とみ江
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１４４号
福岡県小郡市小郡901番地　205号室
債務者　有薗　美穂
1　決定年月日時　平成29年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第２５９号
静岡県袋井市東同笠155番地
債務者　森　　利美
1　決定年月日時　平成29年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月13日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第２６０号
静岡県袋井市東同笠155番地
債務者　森　　香織
1　決定年月日時　平成29年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月13日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第２８１号
静岡県浜松市中区常盤町143番地の27エバーグリーン402
債務者　勝山　潤一
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月13日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第３０９号
静岡県浜松市中区神明町315番地の16メゾンゆりの木301
債務者　岡田　千春
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月13日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第３１１号
静岡県浜松市北区初生町379番地の44
債務者　村松　　仁
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月13日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係